



送付枚数：3枚

令和7年10月1日発生の大雨被害 被災者支援情報について

令和7年10月7日

令和7年10月1日に発生した大雨被害に対する支援について、次のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1 支援情報

- (1) 災害見舞金の支給（世帯主向け）
- (2) 災害見舞金の支給（事業者向け）
- (3) 水道料金・下水道使用料の減免
- (4) 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料などの減免
- (5) 介護保険料などの減免

2 概要 別添を参照してください。

《問い合わせ》

- | | | |
|---------------------|-------------------|--------|
| (1) 保健福祉部社会福祉課生活支援係 | ☎ 3 6 8 - 1 4 0 5 | (直通電話) |
| (2) 都市産業部産業振興課商工係 | ☎ 3 6 8 - 4 2 0 4 | (直通電話) |
| (3) 上下水道部企業経営課料金業務係 | ☎ 7 4 5 - 8 0 4 9 | (直通電話) |
| (4) 保健福祉部国保年金課国保年金係 | ☎ 3 6 8 - 1 6 9 8 | (直通電話) |
| (5) 保健福祉部介護福祉課介護保険係 | ☎ 3 6 8 - 1 4 9 7 | (直通電話) |

令和7年10月1日大雨 被災者支援関連情報

多賀城市

項目		概要						
災害見舞金	世帯主向け	<p>●支給対象者 「床上浸水（準半壊以上）」の被害を受けた家屋に居住し、現に被害を受けた世帯の世帯主。ただし、10月1日時点で住民基本台帳に登録のある人に限ります。</p> <p>●支給額 5万円</p> <p>●受付期間 10月14日（火）から12月12日（金）まで 【問 社会福祉課生活支援係 ☎368-1405】</p>						
	事業者向け	<p>●支給対象者 「床上浸水（準半壊以上）」の被害を受けた市内の事務所または店舗に入居し、現に被害を受けた事業者の事業主。ただし、10月1日時点で被害を受けた事業所または営業所で事業を営んでいた事業主に限ります。</p> <p>●支給額 5万円</p> <p>●受付期間 10月14日（火）から12月12日（金）まで 【問 産業振興課商工係 ☎368-4204】</p>						
各種減免	下水道料金・ 下水道使用料	<p>住宅などの清掃に使用した水量分として、次の表の減免水量分に係る水道料金と下水道使用料を減免します。</p> <table border="1" data-bbox="475 1115 1433 1265"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>減免水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水（準半壊以上）</td> <td>5 m³</td> </tr> <tr> <td>床下浸水（一部損壊）</td> <td>3 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免対象者 市の被害認定調査を受けた住宅などの水道使用者</p> <p>●受付期間 10月14日（火）から12月12日（金）まで 【問 多賀城市水道お客さまセンター ☎368-3111】</p>	被害の程度	減免水量	床上浸水（準半壊以上）	5 m ³	床下浸水（一部損壊）	3 m ³
	被害の程度	減免水量						
	床上浸水（準半壊以上）	5 m ³						
床下浸水（一部損壊）	3 m ³							
国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料など	<p>家屋や家財の被害の金額が、被災前の価格の10分の3以上になるときは、申請により国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。詳細はお問合せください。 【問 国保年金課国保年金係 ☎368-1698】</p>							
介護保険料など	<p>家屋や家財の被害の金額が、被災前の価格の10分の2以上になるときは、申請により介護保険料や介護サービス費の利用者負担が減免になる場合があります。詳細はお問合せください。 【問 介護・障害福祉課介護保険係 ☎368-1497】</p>							

「床上浸水」「床下浸水」の調査・判定は税務課へお申し出ください。

●受付期間 11月28日（金）まで

●「床下浸水」の場合は家屋の被害箇所の写真を添付して申請してください。

（受付：市役所窓口・マイナポータル）

●「床上浸水」の場合は後日調査にうかがいます。

（受付：市役所窓口・マイナポータル・電話）

【問 税務課固定資産税係 ☎368-1371】